

ID: 701

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	職権による保護の変更		
法令名 根拠条項	生活保護法 第25条第2項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第25条第2項の規定による。 (職権による保護の開始及び変更) 第25条 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日